

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医事衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 会場および生活環境の美化

県、県実行委員会、関係機関・団体等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 競技・練習会場(以下、「会場」という。)、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施する。

イ ごみの持ち帰りの呼びかけや、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。

(2) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導するとともに、保健所等と連携し、衛生講習会を実施する。

(3) 廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。

また、分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(4) 衛生害虫等の駆除

会場等の管理者に対し、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策を行うよう、関係団体等の協力を得て指導等を行う。

(5) 飲料水の衛生対策

水道事業者に対し、飲料水の衛生保持のため、必要に応じて水質検査等を行うよう、指導等を行う。

(6) 飼い犬等の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(7) 受動喫煙防止対策

会場等に喫煙所を設置する場合は、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

また、県、県実行委員会等の協力を得て、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) わた SHIGA 輝く障スポにおける環境衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。